

# 大規模水害時における広域避難に向けた取り組みについて

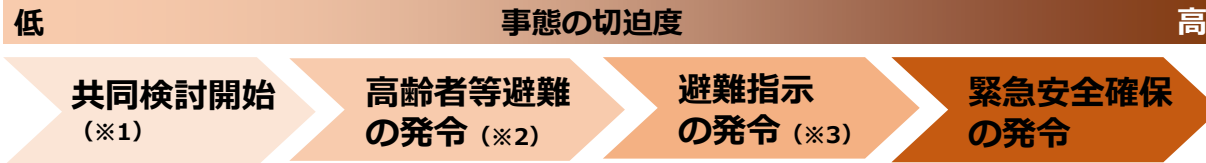
令和4年3月29日  
防災局防災危機管理課

## 経緯

- 近年、全国各地で大規模な水害が発生しているが、本県においても同様な水害が発生するおそれがあり、その場合に河川氾濫による広範囲への浸水が想定される。
- このため、市町村域を越えた広域避難について検討を進める必要があることから、R2年度から、県、国（甲府河川国道事務所、甲府地方气象台）、全市町村が参加する広域避難検討会を開催してきた。

広域避難の円滑な実施を図るため、大規模な水害が発生するおそれがある段階における県や市町村等による**共同検討会の設置**や、広域避難に関する**情報発信を行う際の判断目安**について取りまとめ、**R4年度から運用を開始**する。

## 大規模水害時における広域避難に関する共同検討開始及び情報発信の目安

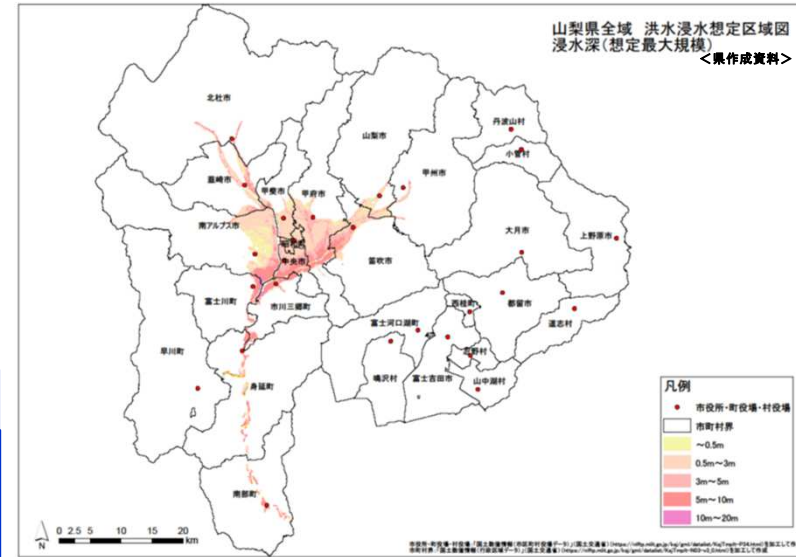


## タイミング

事態の切迫度	低	中	高	
共同検討開始 (※1)	氾濫発生を想定 48時間前を想定 (72時間前から雨量情報提供)	高齢者等避難の発令 (※2)	避難指示の発令 (※3)	緊急安全確保の発令
判断目安	① 2日間積算流域平均雨量予測 200mm以上 ② 共同検討会の構成機関から求めがあった場合	① 2日間積算流域平均雨量予測 250mm以上 ② 市町村長の判断	① 1日間流域平均雨量実績 +24時間流域平均雨量予測 300mm以上 (※4) ② 市町村長の判断	① 氾濫危険水位に達しさらに水位上昇が見込まれる場合 ② 市町村長の判断

- (※1) 共同検討会で共有する気象情報、河川情報等を基に、各市町村が広域避難の実施を判断する。  
〔災害リスクのある区域内に居住する住民が、自市町村内に行政が用意する避難先や住民自らが確保した避難先（知人・親戚宅、ホテル等）への立ち退き避難又は屋内安全確保により、安全な避難先を確保できると考えられる場合は、必ずしも広域避難を実施する必要はない。〕
- (※2) 高齢者等避難の発令により、高齢者等の要配慮者に避難を促すほか、要配慮者以外の人にも自主的な避難を促す。（市町村内及び市町村外への避難）
- (※3) 避難指示の発令により、危険な場所にいる全ての人に対し、市町村内及び市町村外への避難を指示する。
- (※4) 雨量は、富士川水系における富士川上流域の計画規模雨量（河川整備の目標とする降雨量）である315mmを目安としている。

「流域平均雨量」・・・対象の流域全体に降る雨を平均的に計算した雨量。各観測地点における雨量とは異なる。



## 共同検討会

### 目的

- 大規模な水害が発生するおそれがある場合において、広域避難の円滑な実施を図る。

### 招集時期

- 共同検討開始の判断目安を上回る雨量が予想される場合
- 構成機関のいずれかから開催の求めがあった場合

### 構成機関

- 県、市町村、甲府河川国道事務所、甲府地方气象台（必要に応じて関係機関を招集）

### 内容

- 気象情報や河川情報等の提供・共有（气象台等→県・市町村に説明）
- 広域避難の検討・調整
- 広域避難の実施に関する確認等

避難市町村が多数で市町村間の個別協議が困難な場合など

市町村の求めに応じて、県がハブとなり避難先を調整